第三条第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項第二号中「整備」の下に「、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。以下同じ。）に要する費用の低廉化」を加え、同項第十一号を同項第十六号とし、同項第十号中「風害」の下に「、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。以下同じ。）」を、「整備」の下に「その他の防災対策」を加え、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

第三条第二項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

十三　再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する基本的な事項

第三条第二項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「振興」の下に「（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「等」の下に「（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　介護サービスの確保等に関する基本的な事項

第三条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

第三条第三項及び第四項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第四条第二項中「離島振興計画は、」の下に「おおむね」を加え、同項第九号中「風害」の下に「、地震災害」を、「整備」の下に「その他の防災対策」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　自然環境の保全及び再生に関する事項

十三　再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項

第四条第二項第七号を同項第十号とし、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　介護サービスの確保等に関する事項

第四条第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

第四条第二項第一号中「整備」の下に「、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　離島の振興の基本的方針に関する事項

第四条第二項に次の二号を加える。

十五　離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

十六　前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

第四条第三項を削り、同条第十項中「第四項」を「第三項、第四項及び第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「である市町村」の下に「（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　その全部又は一部の区域が一の離島振興対策実施地域である市町村は、当該地域に係る離島振興計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道府県に対し、当該地域について離島振興計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該市町村に係る離島振興計画の案を添えなければならない。

5　前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めなければならない。

6　市町村は、第三項又は第四項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第六条を次のように改める。

（財政上の措置等）

第六条　国は、第一条の二第一項に定める基本理念にのつとり、毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施その他の離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2　国は、離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上するに当たつては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をしなければならない。

3　地方公共団体は、離島振興計画に基づく公共事業の実施に要する経費について予算に計上するに当たつては、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をするよう努めなければならない。

第七条第四項を削り、同条第五項中「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条の次に次の三条を加える。

（離島活性化交付金等事業計画の作成）

第七条の二　都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等（その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者（以下「離島関係市町村等」という。）が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。）を実施するための計画（以下「離島活性化交付金等事業計画」という。）を作成することができる。

2　離島活性化交付金等事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項

二　計画期間

3　離島活性化交付金等事業計画には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　離島活性化交付金等事業計画の目標

二　その他主務省令で定める事項

4　都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、離島関係市町村等の意見を聴くよう努めるものとする。

5　都道府県は、離島活性化交付金等事業計画に離島関係市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該離島関係市町村等の同意を得なければならない。

6　前二項の規定は、離島活性化交付金等事業計画の変更について準用する。

（交付金等の交付等）

第七条の三　都道府県又は離島関係市町村等が次項の交付金等を充てて離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該都道府県は、当該離島活性化交付金等事業計画をそれぞれの事業等を所管する大臣（以下「事業等所管大臣」という。）に提出しなければならない。

2　国は、前項の都道府県又は離島関係市町村等に対し、同項の規定により提出された離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、それぞれの事業等ごとに、交付金又は補助金（以下「交付金等」という。）の交付を行うことができる。

3　前二項に定めるもののほか、交付金等の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。